横須賀市狭あい道路拡幅整備助成要綱

（総則）

第１条　建築行為等に係る拡幅整備に対する助成等については、補助金等交付規則（昭和 47 年横須賀市規則第 33 号。以下「規則」という。）に定めがあるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（目的）

第２条　この要綱は、建築行為等に伴い、狭あい道路の整備と後退用地の確保を促進し、もって安全で良好な居住環境の形成に資することを目的とする。

（用語の定義）

第３条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）　狭あい道路　建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。）第 42 条第２項の規定に基づく道のうち市道をいう。

（２）　建築物　法第２条第１号に規定する建築物をいう。

（３）　建築主等　狭あい道路に接する敷地に建築しようとする者及びその土地所有者をいう。ただし、建築物の所有を目的とする地上権又は賃借権を有する者も含む。

（４）　後退線　狭あい道路の中心線から水平距離２メートルの線。ただし、当該道路が中心線からの水平距離２メートル未満で、がけ地、川、線路敷地その他これらに類するものに沿う場合においては、当該がけ地等の境界線から道路の側に４メートルの線をいう。

（５）　後退用地　市道境界線と後退線に挟まれた土地をいう。

（６）　支障物件　後退用地に存する擁壁、門、塀、立木、生垣、地下埋設物等で、狭あい道路の整備に支障となる物件をいう。

（７）　拡幅整備　市道の境界が確定している狭あい道路に接する敷地において行う、別表第１に掲げる行為をいう。

（８）　道路整備　拡幅整備のうち、別表第１（３）に掲げる行為をいう。

（９）　測量登記・必要図書作成　別表第２に掲げる行為をいう。

（助成対象者）

第４条　助成金の交付を受けることができる者は、拡幅整備及び測量登記・必要図書作成（道路整備を行うものに限る。）を行う建築主等とする。

２　前項の規定にかかわらず、市税を滞納している者は、助成金の交付を受けること

ができない。

（後退用地の寄付等）

第５条　前条の助成を受ける建築主等は、後退用地を本市に寄付するものとする。

（工事の実施）

第６条　拡幅整備及び測量登記・必要図書作成は、別表第３に掲げる留意事項に基づいて行うものとする。

（助成金の額）

第７条　助成金の額は、１宅地につき、次項及び第３項の規定により算定した助成額の合計額（助成金を受けようとする者が課税事業者（消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）第５条第１項の規定により消費税を納める義務がある事業者をいい、同法第９条第１項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者を除く。）である場合にあっては、当該合計額から消費税及び地方消費税の額に相当する額を控除した額）とする。この場合において、その額に 1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

２　別表第１に掲げる補助対象に係る助成金の額は、予算の範囲内において、次に掲げる額のうち最も少ない額とする。

（１）別表第１対象の欄の区分に応じ、それぞれ同表限度額の欄に定める額

（２）拡幅整備に要した費用に相当する額

３　別表第２に掲げる補助対象に係る助成金の額は、予算の範囲内において、次に掲げる額のうち最も少ない額とする。

（１）別表第２限度額の欄に定める額

（２）測量登記・必要図書作成に要した費用に相当する額

（事前相談）

第８条　助成金を受けようとする者は、規則第４条に規定する申請をするに当たり、後退用地の整備について、当該申請を行おうとする日の属する年度から２年度前以降あらかじめ市長に事前に相談しなければならない。

２　前項の規定による相談の申込みは、狭あい道路拡幅整備の助成金に関する事前相談書(第１号様式)によるものとし、次に掲げる書類を添付しなければならない。

（１） 位置図

（２） その他市長が必要と認める書類

（交付申請）

第９条　助成金を受けようとする者は、前条の相談が終了した後に、規則第４条に規定する補助金等交付申請書を提出するものとする。

２　前項の補助金等交付申請書に添付する書類については、規則第４条第１号及び第２号に規定する書類は省略するものとし、同条第３号に規定するその他参考となる書類は、次に掲げるものとする。

（１）　公図の写し

（２）　土地調書

（３）　土地の全部事項証明書の写し

（４）　工事内容書

（５）　設計図面

（６）　工程表

（７）　見積書の写し

（８）　現況写真

（９）　その他市長が必要と認める書類

３　前項の規定にかかわらず、前項に掲げるその他参考となる書類のうち、市長が必要ないと認めるものについては、添付書類の全部又は一部を省略することができる。

（工事の着手）

第 10 条　建築主等は規則第５条第１項に規定する補助金等交付決定通知書を受けた日から４週間以内に工事に着手しなければならない。

（添付書類）

第 11 条　規則第 10 条に規定する市長の定める書類は、狭あい道路拡幅整備工事しゅん工届（第２号様式）及び工事の状況を示す図書等とする。

（現地検査等）

第 12 条　市長は、狭あい道路拡幅整備工事しゅん工届の提出を受けたときは、速やかに現地検査を行い、必要があると認めるときは、規則第 12 条の規定により、期限を付して手直しを命ずるものとする。

（助成金の請求等）

第 13 条　建築主等は、前条の検査に合格した後、規則第 11 条第２項に規定する請求書を提出するものとする。

（所有権移転等）

第 14 条　市長及び建築主等は、拡幅整備又は測量登記・必要図書作成の終了後、当該

後退用地の所有権移転登記手続を行うものとする。

（後退用地の整備等）

第 15 条　市長は、前条の所有権移転登記の終了後、後退用地の整備を行うものとする。ただし、建築主等が道路整備を行った場合はこの限りでない。

（準用）

第 16 条　この要綱は、次の各号に掲げるもののうち市長が適当と認めたものについて準用する。

（１）　後退をして、拡幅整備工事の全部又は一部を行っていない土地。

（２）　法第 42 条第 2 項の規定に準じて、土地所有者等が自主的に後退する後退用地。この場合において、地上権、賃借権その他の土地使用権を有する者が他の者であるときは、その者の同意書を助成金の交付申請の際に添付するものとする。

（３）　幅員 1.8 メートル未満の市道で、市長が特に必要と認めた後退用地

（適用の除外）

第 17 条　この要綱は、次の各号に掲げる事業には適用しない。

（１）　宅地造成等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）に基づく宅地造成工事

（２）　土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）に基づく土地区画整理事業及び都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）に基づく開発行為（自己の居住用のための開発行為を除く。）

（３）　法第 42 条第 1 項第 5 号に規定する道路の位置の指定を伴う事業

（４）　国、地方公共団体又は公団等が行う事業

（５）　その他市長が別に定めるもの

２　この要綱は、次の各号に掲げる土地には適用しない。

（１）　接する道路の境界が確定されていない土地

（２）　市街化調整区域内にある土地

（３）　狭あい道路より低い位置にある土地

（４）　階段状道路に接する土地、及び階段状道路によってのみ、他の道路に接続することのできる道路に接する土地

（その他）

第 18 条　この要綱の施行に関し必要な事項は、建設部長が定める。

附　則

（施行期日）

1　この要綱は、平成16年４月１日から施行する。

（関係要綱の廃止）

2　横須賀市狭あい道路拡幅整備要綱（平成元年４月１日制定）は、廃止する。

附　則

この要綱は、平成17年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成18年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成20年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成22年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成23年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成26年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成26年８月18日から施行する。

附　則

この要綱は、平成28年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和２年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和４年８月19日から施行する。

附　則

この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

別表第１（第３条、第７条関係）

<table>
<tr><td colspan="5">（１）支障物件の除去又は移設</td></tr>
<tr><td colspan="2">対象</td><td colspan="2">助成金の額</td><td>限度額</td></tr>
<tr><td rowspan="6">除去</td><td>門柱</td><td>１本につき</td><td>13,000 円</td><td rowspan="7">50 万円</td></tr>
<tr><td>門扉</td><td>１組につき</td><td>9,300 円</td></tr>
<tr><td>塀</td><td>見付面積１平方メートルにつき</td><td>4,400 円</td></tr>
<tr><td>立木</td><td>１本につき</td><td>21,000 円</td></tr>
<tr><td>生垣</td><td>延長１メートルにつき</td><td>3,500 円</td></tr>
<tr><td>撤去又は移設</td><td>設備</td><td>給排水管・ガス管・電柱その他これらに類するもの</td><td>撤去又は移設に要する額。ただし、設備工事全体で 30 万円を限度とする。</td></tr>
<tr><td colspan="5">（２）擁壁の撤去・築造</td></tr>
<tr><td colspan="2">対象</td><td colspan="2">助成金の額</td><td>限度額</td></tr>
<tr><td colspan="2">撤去</td><td rowspan="2">見付面積１平方メートルにつき</td><td>32,000 円</td><td rowspan="2">200 万円</td></tr>
<tr><td colspan="2">築造</td><td>94,000 円</td></tr>
<tr><td colspan="5">（３）道路整備</td></tr>
<tr><td colspan="3">対象</td><td colspan="2">助成金の額</td></tr>
<tr><td colspan="3">コンクリート舗装</td><td>舗装面積１平方メートルにつき</td><td>22,000 円</td></tr>
<tr><td colspan="3">アスファルト舗装</td><td>舗装面積１平方メートルにつき</td><td>13,000 円</td></tr>
<tr><td rowspan="2">側溝</td><td>新設</td><td>１メートルにつき</td><td>65,000 円</td></tr>
<tr><td>撤去</td><td>１メートルにつき</td><td>16,000 円</td></tr>
<tr><td rowspan="2">桝</td><td>新設</td><td>１箇所につき</td><td>181,000 円</td></tr>
<tr><td>撤去</td><td>１箇所につき</td><td>32,000 円</td></tr>
<tr><td rowspan="2">地先境界ブロック</td><td>新設</td><td>１メートルにつき</td><td>16,000 円</td></tr>
<tr><td>撤去</td><td>１メートルにつき</td><td>4,400 円</td></tr>
</table>

別表第２（第３条、第７条関係）

対象	対象に係る行為	限度額
測量登記・必要図書作成	分筆登記、地目変更登記等の用地寄付に伴う登記手続及び平面図作成、押印書類作成等の用地寄付に必要な図書の作成	40 万円

別表第３（第６条関係）

拡幅整備における留意事項

１　擁壁工事における技術基準

（１）　宅地の安全性が十分に確保された構造とすること。

（２）　道路上側の後退線の外側に擁壁を設置する場合は、地上高が２メートル以下で宅地の平坦地面積が増えないものとすること。

２　測量登記・必要図書作成の手続

（１）　建築主等は、建築主事の指示により、後退杭を設置し、後退用地の範囲を確定するための測量を行った後、用地寄付に伴う登記に必要な図書一切を市長に提出すること。

（２）　必要図書作成については、道路境界確定図等作成要領等に基づき作成すること。

３　工事施工者

（１）　拡幅整備の工事施工者は、契約規則（平成 19 年横須賀市規則第 22 号）第５条第２項に規定する競争入札参加有資格者名簿に登録された業者とする。

（２）　現場管理等については、神奈川県の土木工事共通仕様書及び土木工事施工管理基準を参考とするものとする。

第１号様式（第８条関係）

（第１号様式（第８条関係））

狭あい道路拡幅整備の助成金に関する事前相談書

年　　月　　日

横須賀市長

住　所
申請者　氏　名
電話番号

住　所
代理人　氏　名
電話番号

狭あい道路拡幅整備の助成金についての事前相談を行いたいので、次のとおり申請します。

申請地番	横須賀市　　町　　丁目　　番
市道番号	市道　　号
後退用地処理	□申請者が道路整備を行い、市に寄付します。 □横須賀市が後退用地の整備を行うことを承諾し、市に寄付します。 （現地調査の後に決定することもできます。）
測量登記・必要図書作成について	□申請者が測量登記・必要図書作成を行います。 □横須賀市が測量・分筆登記を行うことを承諾します。 （現地調査の後に決定することもできます。）
備考	

第２号様式（第 11 条関係）

（第２号様式（第11条関係））

狭あい道路拡幅整備工事しゅん工届

年　月　日 横須賀市長殿 住所 申請者　氏名 電話				
補助事業等の名称	市道　　号　狭あい道路拡幅整備補助事業			
交付決定額				
精算額				
補助事業等完了年月日				
精算に係る収支明細				
添付書類	工事写真ほか、しゅん工図書一式			
（事務処理欄）				
工事施工場所	横須賀市			
承認年月日	年　月　日	承認番号		
着工日	年　月　日	しゅん工日	年　月　日	
工事施工者	住所（所在地）	氏名（登録業者名）		
検査	検査日	年　月　日		
	検査員	建設部道路整備課（補修担当課）		
	担当者	建設部道路整備課（補修担当課）		
検査結果	合格	不合格	検査結果通知日	年　月　日